

基発 1208 第 2 号
平成 27 年 12 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

個人番号の利用による添付書類の取扱いについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 150 号）における労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）等の改正の内容については、平成 27 年 9 月 29 日付け基発 0929 第 9 号により通知したところであるが、個人番号の利用により、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合の添付書類の取扱いについては、下記のとおりとすることとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

生計維持関係の証明等のため、住民票の写しにより証明しようとする事項が機構保存本人確認情報により確認できる場合は、住民票の写しが請求人等から提出されたものとして取り扱って差し支えない。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知する。